

管理方針書(案)

管理方針書

名称	石鎚山系森林生態系保護地域		
面積	4,244.84ha	設定年月日	平成2年3月29日
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	別紙のとおり 愛媛県の中央部に位置している。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	区域は、標高1,982mの石鎚山から700mの面河溪まで標高差約1,300mあることから、極めて多様性に富んだ動植物を数多く見ることができる。標高の低い地域ではウラジロガシやモミ、ツガなどの暖温帯林が、中間地域ではブナ、ナラ、ミズメ、カエデ類などの冷温帯林が、標高の高い地域ではシコクシラベやナナカマド、ダケカンバ、ナンゴクミネカエデなどの亜寒帯林が見られる。ここに生息する動物は鳥類が約80種、哺乳類が約20種、昆虫類が約3000種とも推測されている。また、レッドリストに掲載されている動植物も数多く見られる。		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区は、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 保全利用地区は、天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図る。また、保全利用地区においては、草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	<p>国定公園第1種特別地域、国定公園第2種特別地域、国定公園第3種特別地域【自然公園法】</p> <p>水源かん養保安林、保健保安林【森林法】</p> <p>鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】</p> <p>史跡名勝天然記念物(国指定、面河溪)【文化財保護法】</p>		
その他留意事項			

(別紙)

森林管理署	区分	林班	小班	面積	備考		
愛媛	保存地区	1001	い、ろ、イ	54.25			
		1002	い、ろ、イ	95.68			
		1003	ろ、イ	6.88			
		1007	ろ～に、へ1、イ、ロ	73.51			
		1008	と	5.38			
		1009	に	16.06			
		1011	ほ	8.16			
		1013	か	17.10			
		1018	り、ぬ1	39.97			
		1024	と	8.13			
			旧西条営林署計		325.12		
		7	は	47.12			
		8	い2、ろ2	114.48			
		9	ほ1	17.53			
		10	全	184.77			
		11	全(ロ、ハ除く)	303.86			
		13	イ	10.81			
		14	イ	72.16			
		17	ろ 1,2,3、イ、ロ	73.36			
			旧松山営林署計		824.09		
			保全利用地区	1001	い1、ろ1、ロ	51.84	
				1002	い1	29.23	
				1003	い	81.87	
				1007	い、ほ、へ	71.32	
		1008		に、へ	28.40		
		1009		ろ、は	30.52		
		1011		は1、に	26.78		
		1013		は、わ、か1	27.99		
		1018		り1、ぬ	68.80		
		1019		に	9.88		
		1022		ほ	39.46		
		1023	へイ	52.94			
		1024	と1	44.55			
	1025	り(内)	9.25				
	旧西条営林署計		572.83				

森林管理署	区分	林班	小班	面積	備考		
愛媛		3	は、に、ロ 1,2,3	171.33			
		4	ろ、は、イ、ロ 1,2	86.73			
		5	い1、ろ1,2	87.47			
		6	全	203.04			
		7	い1、ろ、に2～5,7	222.24			
		8	い1、ろ1、イ1,2	134.57			
		9	い～に、ほ2、へ～ハ	362.79			
		12	い1	52.88			
		13	い1、は6～9、に1、と	223.88			
		14	い～へ2、ロ	345.92			
		15	ほ1、へ1	27.63			
		16	ほ1	68.12			
		17	ほ1、ハ	75.51			
		18	へ1、イ	35.50			
			旧松山営林署計		2,097.61		
		嶺北	保存地区	263	ほ、イ	42.65	
				264	お、ハ1,2	37.62	
					旧本山営林署計	80.27	
保全利用地区	259		よ、イ、ロ	58.84			
	261		ほ、イ	18.23			
	262		は、に、イ、ロ	48.76			
	263		は、に、ち	57.29			
	264		か、よ、の、さ、く	98.84			
	270		る、イ	17.73			
274	と、イ	13.40					
290	れ、そ、へ、ト	31.83					
	旧本山営林署計		344.92				
再掲	保存地区			1,229.48			
	保全利用地区			3,015.36			
	合計			4,244.84			
県別面積	愛媛県			3,819.65			
	高知県			425.19			
	合計			4,244.84			

管理方針書

名称	剣山生物群集保護林		
面積	446.02ha	設定年月日	平成25年4月 剣山植物群落保護林
		変更年月日	平成30年3月（名称変更）
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	徳島森林管理署管内名頃谷山国有林 44林班全 45林班全 46林班い・ろ・は小班 47林班い・ろ・は小班		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高の低い川沿いにはサワグルミやトチノキなどの溪畔林が見られ、中腹にはブナやミズナラ、ウラジロモミなどの冷温帯の樹種が多く生育している。また、剣山や次郎笈の山頂付近にはシコクシラベやダケカンバなどの亜寒帯の樹種が生育し、稜線にはミヤマクマザサの草原が広がるなどさまざまなタイプの植生が見られる。胸高直径100cm以上の巨木も多数存在し、これらに依存する動植物が生息・生育している。		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区、保全利用地区とも天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 また、保全利用地区においては、草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	国定公園第1種特別地域、国定公園第2種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成25年4月 剣山植物群落保護林 平成30年3月 剣山生物群集保護林（名称変更）		

管理方針書

名称	鎗戸シコクシラベ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	29.71 ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	徳島森林管理署管内 鎗戸国有林 徳島県南西部「剣山」と「一ノ森」を結ぶ稜線の南側斜面上部に位置する。 140林班と小班： 4.23 ha は小班： 18.07 ha ほ小班： 4.79 ha ち小班： 2.62 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高1,540m～1880mと高く、四国では少ない亜寒帯林である。シコクシラベ（高知県レッドリスト（VU））の群生をはじめ、ヒメコマツ、コメツガ、ウラジロモミなどの針葉樹林が広がっている。これらの巨樹・巨木も多数確認されている。		
保護・管理及び利用に関する事項	シコクシラベの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 国定公園第1種特別地域、国定公園第3種特別地域【自然公園法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成3年3月 鎗戸シコクシラベ林木遺伝資源保存林【140林班と小班：4.23ha】 平成25年4月 鎗戸植物群落保護林【140林班は・ほ・ち小班：25.48ha】 平成30年3月 保護林の統合、名称変更（鎗戸シコクシラベ（遺伝資源）希少個体群保護林）		

管理方針書

名称	小田深山ブナ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	8.48 ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	愛媛森林管理署管内 69林班ほ小班： 6.60 ha （愛媛県喜多郡内子町 小田深山国有林） 80林班に小班： 1.88 ha （愛媛県西予市 小屋山国有林）		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	四国第一級のブナの原生林である。 太平洋岸地域では通常ウラジロモミ、モミ、ツガなどの針葉樹と混生するが、この地域では針葉樹が少なく、カエデ、ナラ、シデなどの落葉広葉樹が多く見られる。		
保護・管理及び利用に関する事項	ブナの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は10年とする。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	県立自然公園第1種特別地域【自然公園法】		
その他留意事項	平成2年3月 小田深山林木遺伝資源保存林（6.60ha） 小屋山林木遺伝資源保存林（1.88ha） 平成30年3月 保護林の統合、名称変更（小田深山ブナ（遺伝資源）希少個体群保護林）		

管理方針書

名称	滑床山ウラジログシ等（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	36.62ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	愛媛森林管理署管内 滑床山国有林 2065林班い小班： 36.62 ha	愛媛県松野町に流れる目黒川の上流で榎尾郭公岳（1,010m）の山腹にあり、滑床自然休養林の入口に位置している。	
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	樹齢200年を超えるウラジログシ、アカガシ、カエデ類（イタヤカエデ、イロハモミジ、ウリカエデ、ウリハダカエデ、オオモミジ、コハウチワカエデ、コミネカエデなど）を主体とする暖温帯林が広がっている。スタジイ、ケヤキ、ホソバタブ、イスノキなどの広葉樹も混生する多種多様な森林である。		
保護・管理及び利用に関する事項	ウラジログシ、アカガシ、カエデ類の個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	国定公園第1種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成2年3月 設定：滑床山ウラジログシ等林木遺伝資源保存林 平成30年3月 名称変更：滑床山ウラジログシ等（遺伝資源）希少個体群保護林		

管理方針書

名称	小筋畝山コウヤマキ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	18.42ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	四万十森林管理署管内 小筋畝山国有林 高知県津野町の不入山（1,336m）の山腹に位置している。 2381林班は小班： 18.42 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	優良なコウヤマキの群生地である。ツガ、ヒノキ、ゴヨウマツなどが混生している。		
保護・管理及び利用に関する事項	コウヤマキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は10年とする。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月 学術参考保護林 平成2年3月 名称変更：小筋畝山コウヤマキ林木遺伝資源保存林 平成30年3月 名称変更：小筋畝山コウヤマキ（遺伝資源）希少個体群保護林		

管理方針書

名称	梶ヶ谷山モミ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	8.51ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	四万十森林管理署管内 梶ヶ谷山国有林 2062林班に小班： 8.51 ha 高知県四万十町と愛媛県鬼北町との県境に位置している。尾根をはさんで小屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林と接している。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	地域的にまとまって残されている原生のモミの林分。林内にはウラジロガシやカゴノキ、ヒメシャラ、アカシデ、カエデ類などの広葉樹も生育しているが、高木層はモミが圧倒的に優占している。 尾根をはさんで古屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林と接している。		
保護・管理及び利用に関する事項	モミの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和24年3月 学術参考保護林 平成2年3月 梶ヶ谷山モミ林木遺伝資源保存林（名称変更） 平成30年3月 梶ヶ谷山モミ（遺伝資源）希少個体群保護林（名称変更）		

管理方針書

名称	古屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	8.88ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	四万十森林管理署管内 古屋山国有林 2060林班ち小班： 8.88 ha	高知県四万十町と愛媛県鬼北町との県境近くに位置している。尾根をはさんで梶ヶ谷山モミ（遺伝資源）希少個体群保護林と接している。	
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	大道マツは樹幹が通直完満、材質国宅とも優れ高級建築材として古くから高く評価されているアカマツである。		
保護・管理及び利用に関する事項	アカマツの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】 特別母樹林【林業種苗法】		
その他留意事項	昭和24年3月 学術参考保護林 平成2年3月 古屋山大道マツ林木遺伝資源保存林（名称変更） 平成30年3月 古屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林（名称変更）		

管理方針書

名称	佐田山ヤッコソウ（シイ遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	10.98ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	四万十森林管理署管内 佐田山国有林 高知県土佐清水市、足摺半島の佐田山（白皇山 433m）の山腹に位置している。 1243林班に小班： 10.98 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	ヤッコソウは葉緑素を持たない全寄生植物で、シイなどの根に寄生する。四国や九州南部から南西諸島にかけて分布している。1909年牧野富太郎博士が新種として発表した。森林構成はスダジイとアカガシが優占種となっていて、スダジイの根元にヤッコソウを散見することができる。		
保護・管理及び利用に関する事項	ヤッコソウの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	国立公園第2種特別地域【自然公園法】 干害防備保安林、航行目標保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	昭和57年3月 学術参考保護林 平成2年3月 佐田山シイ林木遺伝資源保存林（名称変更） 平成30年3月 佐田山ヤッコソウ（シイ遺伝資源）希少個体群保護林（名称変更、対象種変更）		

管理方針書

名称	弦場山ウバメガシ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	3.52ha（見込み）	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	四万十森林管理署管内 弦場山国有林 高知県大月町の豊後水道に面した海岸に位置している。 1303林班に小班： 1.47ha 1303林班と小班： 2.05ha（見込み）		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	ウバメガシの純林に近い林分。標高は約10m～70mで、暖温帯に属し、ウバメガシのほかタイミンタチバナが多く生育している広葉樹林である。傾斜は30～36°と急峻で、海岸沿いには崖地や露岩が見られる。		
保護・管理及び利用に関する事項	ウバメガシの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	土砂流出防備保安林【森林法】		
その他留意事項	大正10年5月 学術参考保護林 平成2年3月 弦場山ウバメガシ林木遺伝資源保存林 名称変更 平成30年3月 弦場山ウバメガシ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更		

管理方針書

名称	鷹取山生物群集保護林		
面積	94.53 ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	<p>四万十森林管理署管内 高知県西南部の檜原町大字中平から国道439号線を約1.5km北上した四万十川の支流北川沿いの山腹斜面に位置する。</p> <p>4048林班ろ小班： 54.54 ha 下鷹取国有林 4049林班に小班： 32.70 ha 鷹取国有林 4049林班い小班： 7.29 ha 鷹取国有林</p>		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>優良なモミ・ツガの原生林であり、針葉樹に混じってアカガシやスダジイ、ホオノキなどが生育している。横には四万十川の支流である北川が流れ、付近には「ヤイロチョウ」が生息している。なお、当生物群集保護林は、人工林に接しているものの、比較的小規模の生物群集保護林であるため、地帯区分は行わないものとした。</p> <p>※ ヤイロチョウは高知県の県鳥、レッドリスト（CR）にも掲載されている希少種である。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	<p>天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。</p>		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	<p>モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。</p>		
法令等に基づく指定概況	<p>水源かん養保安林【森林法】</p>		
その他留意事項	<p>昭和48年4月 学術参考保護林【4048林班ろ小班：54.91ha、4049林班い小班：33.06ha、計87.97ha】 平成2年3月 名称変更（鷹取山植物群落保護林） 平成6年3月15日 ゆすはら郷土の森【4049林班い小班 7.29ha】 平成28年5月 鷹取山植物群落保護林一部解除（道路式）【4048林班ろ小班 3,684,20㎡、4049林班に小班 3,555.46㎡】 平成30年3月 保護林の統合、名称変更（鷹取山生物群集保護林）</p>		

管理方針書

名称	白髪山天然ヒノキ（遺伝資源）希少個体群落保護林		
面積	208.54ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	嶺北森林管理署管内 口白髪山国有林外 高知県北部、本山町の白髪山に位置する。 22林班は・に・ほ・へ・と小班 24林班に・ほ・へ・と小班 39林班は小班 40林班は小班、43林班ち小班		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	白髪山は天然ヒノキが多く自生し、色、つや、香りの三拍子そろった形質は古くから「白髪ヒノキ」として高い評価を得ている。山頂南側付近には自然の厳しさを感じさせる数千本の立ち枯れしたヒノキがあり、白髪山南西斜面にある八反奈路にはヒノキの根がタコ足状に広がった「根下がりヒノキ」等ヒノキの巨木が点在している。これに隣接する適湿地には気候の極相であるブナ・ヒメシヤラ群落があり、谷部の湿潤地には溪畔林の主要構成種であるケヤキやトチノキが優占する落葉広葉樹林が成立している。 ※ 八反奈路は平成28年5月、高知県天然記念物に指定されている。（白髪山八反奈路根下がりヒノキ群生地 15.70ha）		
保護・管理及び利用に関する事項	天然ヒノキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。ただし、落葉広葉樹が優占する林分においては、落葉広葉樹林としての維持を優先する。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 県立自然公園普通地域【自然公園法】 鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】 高知県天然記念物〔22林班ほ、と小班：15.70ha〕【文化財保護法、高知県文化財保護条例】		
その他留意事項	大正4年10月 学術参考保護林 平成2年3月 白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林 名称変更 平成29年5月23日 日本森林学会により林業遺産に認定 平成30年3月 白髪山天然ヒノキ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更		

管理方針書

名称	西熊山生物群集保護林		
面積	478.99ha	設定年月日	平成17年3月 西熊山植物群落保護林
		変更年月日	平成30年3月 (名称変更)
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知中部森林管理署管内 西熊山国有林 徳島県と高知県の県境である三嶺と西熊山との稜線の南側に位置している。 32林班い・に・ほ・へ小班 33林班い・ろ・は・に小班 34林班い・ろ・は・に小班		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	モミやツガ、ケヤキ、カエデ類、トチノキ、ダケカンバ、ブナ、ウラジロモミなど多様な樹種が生育している天然林である。三嶺から天狗塚に至る稜線は史跡名勝天然記念物「三嶺・天狗塚ミヤマクマザサ及びコメツツジ群落」に指定されている。なお、当生物群集保護林は、周囲を天然林または笹生地に囲まれているため、地帯区分は行わないこととした。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	国定公園第2種特別地域、国定公園第3種特別地域【自然公園法】 奥物部県立自然公園 84.56ha 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成17年3月 西熊山植物群落保護林 平成2年3月 西熊山生物群集保護林 (名称変更)		

管理方針書

名称	石立山生物群集保護林		
面積	121.56ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知中部森林管理署管内 別府山国有林 56林班は小班： 121.56 ha	高知県東部の香美市(旧物部村)の物部川源流域と徳島県南部の那賀川源流に接する石立山(1,707m)の山腹に位置している。	
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高は約600mから1,700m、表層地質は石灰岩、急峻で礫地で断崖絶壁の岩場が多い。 林相はケヤキなどの暖温帯林からモミ・ツガの中間温帯林を経てブナの冷温帯林に続く針広混交林である。石灰岩地帯であり、ビャクシンやネズ(ネズミサシ)等の樹林が構成されているのが特徴である。 なお、当生物群集保護林は、天然林に囲まれているため、地帯区分は行わないものとした。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	国定公園第2種特別地域【自然公園法】 土砂流出防備保安林、保健保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月 学術参考保護林 平成2年3月 石立山植物群落保護林(名称変更) 平成30年3月 石立山生物群集保護林(名称変更)		

管理方針書

名称	千本山天然ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	179.20ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	安芸森林管理署管内 千本山国有林 高知県東部奈半利川上流の馬路村大字魚梁瀬から西川林道を約13kmのぼった所（千本山登山口）に位置している。 2067林班に・ぬ小班 2112林班へ小班 2113林班い小班 2114林班い・へ小班		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	樹齢200～300年といわれる優良な天然ヤナセスギを主体とする林分。標高は540m～1,080mで、暖温帯に属し、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、アラカシ、ミズメ、その他で構成される天然林及び育成天然林である。		
保護・管理及び利用に関する事項	スギの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	（平成29年度現在、登山道沿いでヤナセスギの枯損木が見られることから、次回調査は前回調査の5年後に行い、全体的な枯損状況を把握した上で、実施間隔の検討を行う。） 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	県立自然公園第1種特別地域、県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】		
その他留意事項	大正7年4月 学術参考保護林（2113林班い小班） 設定 昭和2年4月 〃 （2112林班へ小班） 拡張 昭和47年3月 〃 （2067林班に・ぬ小班、2114林班い・へ小班） 拡張 平成2年3月 千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林 名称変更 平成30年3月 千本山天然ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更		

管理方針書

名称	千本山人工ヤナセスギ希少個体群保護林		
面積	23.90ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	安芸森林管理署管内 千本山国有林 高知県東部奈半利川上流の馬路村大字魚梁瀬から西川林道を約13kmのぼった所(千本山登山口)に位置している。 2112林班ろ小班: 23.90 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	大正14年に植林されたスギ・ヒノキの人工林。標高は540m~940mで、暖温帯に属し、スギ、ヒノキ、アカマツ、モミ、その他広葉樹で構成されている育成天然林である。		
保護・管理及び利用に関する事項	スギの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	(平成29年度現在、隣接する千本山天然ヤナセスギ(遺伝資源)希少個体群保護林の登山道沿いでヤナセスギの枯損木が見られることから、次回調査は前回調査の5年後に行い、全体的な枯損状況を把握した上で、実施間隔の検討を行う。) 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	県立自然公園第1種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	昭和37年4月 学術参考保護林 平成2年3月 千本山植物群落保護林 名称変更 平成30年3月 千本山人工ヤナセスギ希少個体群保護林 名称変更		

管理方針書

名称	雁巻山ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	20.98ha	設定年月日	平成2年3月 雁巻山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林
		変更年月日	平成30年3月（名称変更）
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	安芸森林管理署管内 雁巻山国有林 馬路村大字魚梁瀬から東川林道・雁巻林道を約8kmのぼった所に位置している。 2031林班ろ小班： 20.98 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	樹齢200年～300年といわれる優良な天然ヤナセスギを主体とする林分。標高は650m～1,100mで、暖温帯に属し、ツガ、モニ、ブナ、ミズメ、コハウチワカエデ、その他で構成される育成天然林である。		
保護・管理及び利用に関する事項	スギの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	（平成29年度現在、近接する千本山天然ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林の登山道沿いでヤナセスギの枯損木が見られることから、次回調査は前回調査の5年後に行い、全体的な枯損状況を把握した上で、実施間隔の検討を行う。） 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】		
その他留意事項	平成2年3月 雁巻山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林 平成30年3月 雁巻山ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更		

管理方針書

名称	西ノ川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	7.88ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	安芸森林管理署管内 西ノ川国有林 35林班ろ小班： 7.88 ha 安芸市大字伊尾木から県道207号線を北上し、美舞谷林道を約3kmのぼった所に位置している。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>四国では魚梁瀬地域のみで生育するトガサワラの群生している林分。標高は450m～780mで暖温帯に属し、アカマツ、モミ、トガサワラ、ツガ、アラカシ、その他広葉樹で構成されている天然生の針葉樹林。</p> <p>※ トガサワラ（マツ科トガサワラ属）は日本固有種で、紀伊半島の中南部と高知県の東部（魚梁瀬地方）に限られた地域に分布する。トガサワラ属の樹木は国内においてはトガサワラのみである。環境省・高知県ともにレッドリストは絶滅危惧Ⅱ類（VU）となっている。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	<p>トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。</p> <p>必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。</p>		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	<p>モニタリングの実施間隔は5年とする。</p> <p>「平成28年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。</p>		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	<p>大正5年8月 学術参考保護林</p> <p>平成2年3月 西ノ川山トガサワラ林木遺伝資源保護林</p> <p>平成30年3月 西ノ川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林</p>		

管理方針書

名称	魚梁瀬トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	16.02ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	安芸森林管理署管内 千本山国有林 馬路村大字魚梁瀬から西川林道を約4kmのぼり、さらに中川林道を約0.8kmのぼった所に位置している。 2065林班ほ小班： 16.02 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>特異なトガサワラの群生した林分。標高は450m～650mで暖温帯に属し、いわゆる魚梁瀬の6木（スギ、ヒノキ、モミ、トガサワラ、ツガ、コウヤマキ）、その他広葉樹で構成される天然生の針葉樹林である。</p> <p>※ トガサワラ（マツ科トガサワラ属）は日本固有種で、紀伊半島の中南部と高知県の東部（魚梁瀬地方）の限られた地域に分布する。トガサワラ属の樹木は国内においてはトガサワラのみである。環境省・高知県ともにレッドリストは絶滅危惧Ⅱ類（VU）となっている。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成28年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	<p>県立自然公園普通地域【自然公園法】</p> <p>水源かん養保安林、保健保安林【森林法】</p> <p>鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】</p>		
その他留意事項	<p>昭和43年4月 学術参考保護林</p> <p>平成2年3月 魚梁瀬トガサワラ林木遺伝資源保存林 名称変更</p> <p>平成30年3月 魚梁瀬トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更</p>		

管理方針書

名称	安田川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	4.31ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	安芸森林管理署管内 安田川山国有林 馬路村大字馬路から村道相名線を約3km、さらに安田川林道を約11kmのぼった所に位置し2227林班へ小班： 4.31 ha ている。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>特異なトガサワラの人工林、当該林分の更新時点で既に天然下種更新により発生していた幼稚樹を保存してきたもの。標高は約590m～820mで暖温帯に属し、スギ、ヒノキ、赤松、モミ、トガサワラ、ツガ、アラカシ、その他広葉樹で構成される人工林の針葉樹林である。</p> <p>※ トガサワラ（マツ科トガサワラ属）は日本固有種で、紀伊半島の中南部と高知県の東部（魚梁瀬地方）の限られた地域に分布する。トガサワラ属の樹木は国内においてはトガサワラのみである。環境省・高知県ともにレッドリストは絶滅危惧Ⅱ類（VU）となっている。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	<p>トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。</p> <p>必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。</p>		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	<p>モニタリングの実施間隔は5年とする。</p> <p>「平成28年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。</p>		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	<p>昭和48年4月 学術参考保護林</p> <p>平成2年3月 安田川山トガサワラ鱗木遺伝資源保存林 名称変更</p> <p>平成30年3月 安田川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更</p>		

管理方針書

名称	横荒山モミ・ツガ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面積	81.20ha	設定年月日	その他留意事項欄 参照
		変更年月日	〃
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	安芸森林管理署管内 横荒山国有林 安芸市伊尾木から県道207号線を北上し、加勝林道を約18kmのぼった所に位置している。 18林班い小班： 81.20 ha		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	優良なモミ・ツガを主体とする林分である。標高は680m～1230mで暖温帯に属し、ツガ、モミ、スギ、ブナ、コハウチワカエデ、その他広葉樹で構成されている天然生の針葉樹林である。		
保護・管理及び利用に関する事項	モミ・ツガの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)保護標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	モニタリングの実施間隔は5年とする。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	土砂流出防備保安林【森林法】		
その他留意事項	大正10年6月 学術参考保護林 平成2年3月 横荒山モミ・ツガ林木遺伝資源保存林 名称変更 平成30年3月 横荒山モミ・ツガ（遺伝資源）希少個体群保護林 名称変更		